

業者氏名 葛飾区東立石3-5-1

高嶺清掃株式会社

代表取締役 關川 泰子

（法人にあつては、主たる事務所
所在地、名称及び代表者氏名）

平成28年2月12日付けで申請のあった一般廃棄物処理業については、
下記のとおり許可する。

平成28年4月1日

武蔵野市長 邑上 守正

記

- 1 取り扱う廃棄物の種類 一般廃棄物
- 2 事業の区分 収集・運搬
- 3 期 限 平成28年4月1日から平成30年3月31日まで
- 4 区 域 武蔵野市全域

5 条 件

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び武蔵野市廃棄物の抑制・再利用と適正処理及びまちの美化に関する条例その他関係法令の規定を遵守し、及び市の指示に従うこと。
- (2) この許可によって生じる権利又は義務を、第三者に譲渡又は貸与しないこと。
- (3) 市の指定する分別基準を遵守し、廃棄物の資源化及び減量に努めること。
- (4) 申請時の許可内容と相違することとなる場合は、変更の届出をすること。
上記に違反した場合は、許可を取り消す。